

公益認定申請

(公益認定手続)

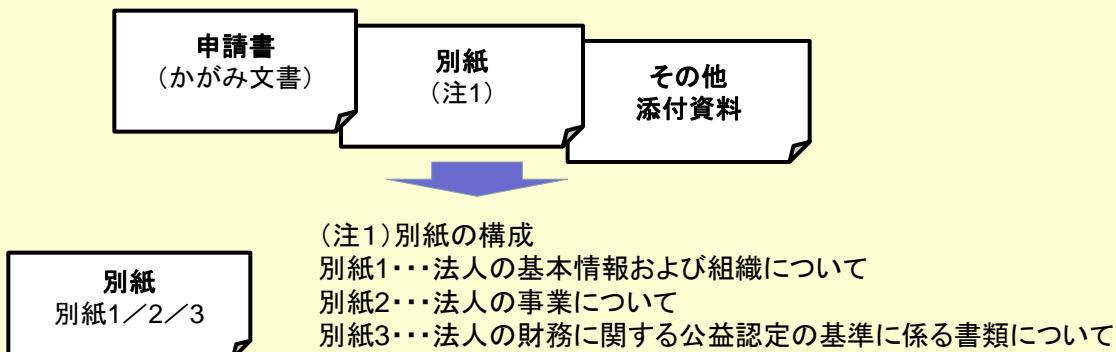
今回は一般法人から公益法人として公益認定をうけるための各手続などについて概説する。

(ポイント)

- 公益法人となるためには、一般法人が公益認定申請を行い、認定を受ける必要がある
- 公益認定のメリットは税務優遇面や社会的信頼性など多々あるが、他方で各種書類作成提出や法人ガバナンスの確立、行政庁監督など、継続運営のための一定の負担を考慮する必要あり

1 公益認定申請手続

機関設計(役員構成等)や登記の手続により、一般法人設立は簡単に行うことが可能である(準則主義、一般法22、163)。税制優遇や社会的信頼性確保のため、一般社団法人または一般財団法人は、公益認定基準(財務3基準や公益目的事業要件充足、財政的基盤や経理的な基礎等)をクリアし、公益認定を受けることで、公益法人となることができる(認定法4)。公益認定にあたり、行政庁へ提出する公益認定申請書類は、申請書(かがみ文書)、別紙1~3およびその他の添付書類から構成される。



2 公益認定のメリット・デメリット

(1)メリット

- ①社会的信頼性の確保 … 厳しい公益認定基準やガバナンスが要求されるため、一定の社会的信頼性確保
- ②税法上の優遇措置…収益事業のみが課税対象。公益目的事業(認定法2④)に該当は収益事業の範囲から除外。また、収益事業等の利益はみなし寄附金として公益目的事業へ振替、課税所得から控除される制度あり
- ③寄附者側…公益法人への寄附者(法人、個人)は、特定公益増進法人への寄附優遇措置、譲渡所得等の非課税優遇などの税制面優遇あり

(2)デメリット

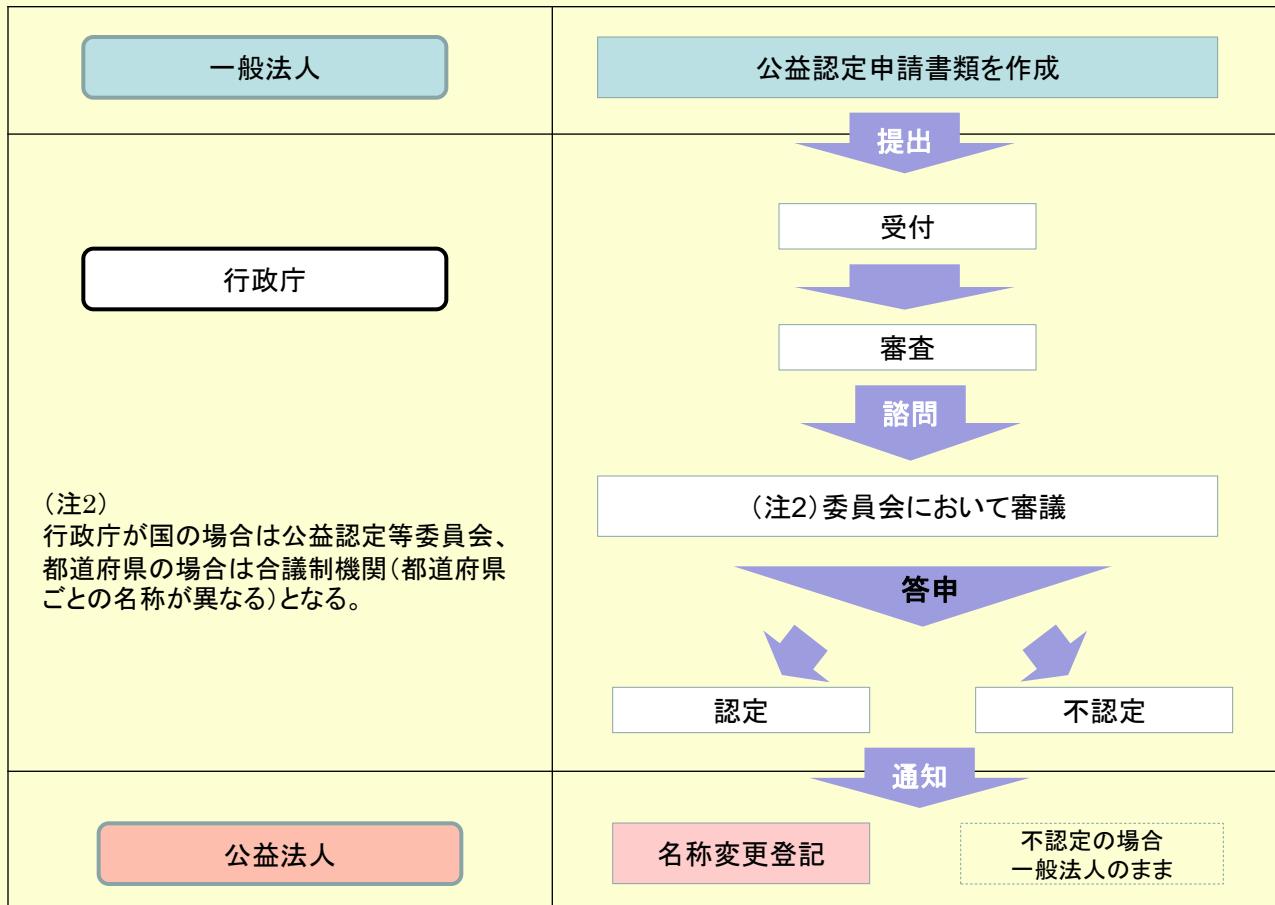
- ①事業活動の制約…公益認定基準のクリアのため、事業展開や取引に制限
- ②行政庁による指導監督…定期提出書類提出や立入検査実施など、行政庁による報告徴収、検査のほか勧告・命令、公益認定の取消処分などの監督措置あり
- ③認定取消…公益認定取消等処分時には、公益目的取得財産残額を国等に贈与せねばならない

(裏面に続く)



公益認定申請

3 申請から認定までの流れ



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<みなし譲渡所得税非課税特例の拡充措置>

公益法人へ現物寄附を当該法人の役員やその親族ではない個人が行った場合の非課税特例措置(租置法40条1項)が拡充された。株式等は除かれるものの、定められた要件を満たす寄附を行った役員やその親族ではない個人が、要件を満たす書類を全て揃えて所轄税務署経由で国税庁長官宛に提出した日から1か月以内に、国税庁長官から承認がなかった又は承認をしないことの決定がなかった場合は、申請が承認されたものと「みなされる」こととなった。これは租置法40条の要件が緩和されたものではなく、今回の特例を満たしていない場合でも承認特例を受けられないだけで、従来の要件を満たしていれば非課税措置が受けられる。これまで、租置法40条を申請した場合、審査準備期間が明確ではなく、承認まで数年かかるケースが存在している。この拡充措置による手続の緩和等により、親族外の個人からの寄附増進がされ、民間による公益がさらに進むことが期待される。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。